……した。向利日も午前九時より開廷……部の審問が行はれる筈である

傍聴券
家族丈けに發行

上記の如く傍聴者が非常に多數で中には彌次馬もあり被告の家族の傍聴を妨げるので協議の上家族傍聴券を高山辯護士宅から發行する事になつた

當時の秘書
今は辯護士で職工側の味方

此日辯護士席には争議當時川崎造船所の秘書役をしてゐた沼田辯護士が今日の被告の弁護辯護士として出廷してゐたが何でも川崎から睨まれる事は神戸で辯護士をするのに割損だけれどそんな事は犠牲にして起つたのださうで川崎の内情に詳しい氏が得た事は被告側に非常な利益であらう

大電争議團
要求書提出
各修繕所は警官の立番

大電會社の労働争議は依然として労資睨み合ひの姿を呈してゐるが官憲及會社の警戒は日増に嚴重を加へ十六日に至り市内廿六箇所の修繕所に二名宛の制私服巡査を立番せしめ外よりの煽動を防止する始末に争議團では戦略を變更し嚢の嘆願書を撤回し十六日午後四時を以て「今後從業員の都合に依り從業員を解雇せんとする時は必ず二週間前に豫告なし不意打なからしむる事」その他を要求書として會社に提出し若し容れない時は斷平たる處置に出る事となつた尚一兩日來夜間市内各方面で一二分間の停電や光力が減少する事が屡々であるが争議團では殘留職工が應援の爲め市民の迷惑とならぬ範圍に於ていたづらしてゐるものと觀てゐる又十六日午後六時から土佐堀青年會館に同會の大電争議批判演説會には宣業員組合員の外、日本労働總同盟及び西部交通労働組合よりも多數應援辯士を送るといふ

廿一日を期し
一齊に官業者大會
決議文を海相に突附く穏健なる方法で主張貫徹

官業労働總同盟の傘下にある日本労働同盟會幹事足立氏は既報の如く秘密に西下するといふので其筋で警戒中であつたが十四日夜密に八幡に來り同じ官業總同盟の傘下にある同志會の幹部と何事か打合せ十四日朝下關發の列車で呉に向つたが右打合せの内容は彌に官業總同盟より農商務、陸海軍當局に對し要求せる官業失業者手當其他待遇問題に就き農商務陸軍當局は稍動き大體要求を入れる形勢にあるが海軍當局は加藤海相の華府會議參列を口實として責任ある回答をなさなかつたが加藤海相も既に歸國したので官業労働總同盟は廿一日を期し各地一齊に大會を催し決議文を加藤海相に突き附け回答を促すのであるがその運動方法は飽まで穏健に其間聊かにても輕擧妄動の振舞あるを許さないと前記足立理事は語つたのである(下關電報)

大示威運動に參加の
大電職工に解散の命
不解散組は本部で大騒ぎ
故意の仕業らしい小停電

十四日午後より怠業を決議した電業員組合所屬大電職工は天下茶屋平野中の島高津の各修繕所變電所の職工は十五日午後七時半頃大電本社前に押寄せ一大示威運動をなすべく秘密裡に計議し中の島組は高津に集り同所の職工と結束して押寄せるべく中の島より出行進せんとする所を川口署員に強制的に解散を命ぜられ四五十名を離散したが一方高津組は待つても〳〵中島組が來ぬ處から仕方なしに出発せんとする處を解散せしめられ又天下茶屋平野の百五十名は天王寺驛に待ち合それより筆ヶ崎の組合本部裏の廣場に集まり酒肴で陽氣に大騒ぎを始めたので天王寺高津兩署員は警戒をしたが無事散會した因に同夜九時頃九條方面には五時間停電があつたが之は安治川發電所從業員の怠業からであらうと見做された

大電の馘首か
夜市民に祟る

十三日夜大阪總播方面から南一帶に亙り電燈が消ね十二時に至つても點火しなかつた原因は本町六丁目の高壓線の故障だと言ふ事になつて濟んだが十四日の夜にも明滅するので町民は迷惑をしたが這は變電所の職工が馘首された二十五名に對し同情信號をなしたのださうも又同所は全部で七十五しか居ないのに補缺なしに廿五名を驅逐したので作業が旨く行かぬのださうも言はれ町民は本社に對し談判をなし總檢署からは係官が念のため平野鄕へ取調に行つた

交通労働同盟
發會に大電應援

西部交通労働同盟の組織が出來たので十六日午後六時より大阪市西區綵港高野山に於て之が發會演説會を開催することゝなり東京市電交通労働組合よりも肆士を派遣し労働總同盟電業員組合よりも參加氣勢を揚げる筈であるが其の成立發會と同時に大電の争議を應援する形勢がある

憲兵の態度難詰やら
反對派の對抗策やらで
向上會幹部員の密議

……向上會會長以下幹部十數名は十三日午後一時より同會本部に會合し同會の向ふを張る愛國同志會の創立委員杉岡菊松氏を幹部が訪問して聽取せる同會創立經過及び同會員が同人を襲ふた件に就き大阪憲兵隊で同會幹部、砂子兼安其他理事を呼び寄せ訊問室に於て取調べた件につき會合し憲兵隊長にその非違を詰問の件及び豫て當局に提出しある要求案につき加藤全權も愈よ歸朝したので運動を盛返し大に目的を貫徹すべき事業に同志會に極力對抗すること等を協議したが都合によりては臨時大會を開き向は各地の支部にも報告意見を取纏めて活躍することゝして三時頃散會した

大阪鐵工所因島工場
職工要求書提出
解雇手當制定を呼號
本工場全職工蹶起

廣島縣因之島大阪鐵工所因島工場では先般來會社が軍縮影響に依り大馘首を行ふと云ふ風聞が立ち同本工場分工場の全職工は競々として仕事が手に就かず怠業其他争議氣分の中に在るが同工場には日本労働協會因之島支部もあるので大阪よりは九日夜金正米吉氏急行し同支部に於て寄々協議してゐるが遂に十五日朝七時因之島支部長落田氏大阪聯合會々計金正氏外支部長職工を代表して要求書を會社側に對し提出した右要求書の内容は解雇手當退職手當制定申請、馘首保證、既に施行の工場委員制の改革案等であるが本工場、分工場の職工二千五百名は右要求書に據つて立つと云ふ向は即時兩工場八百名の職工は因之島支部を通じ日本労働總同盟に加入の申込あり會社の如きも二百五十名を註文して來た會社側の方針として最に大阪鐵工所渡邊橋北前本店で下村專務より「理由無くして突然の馘首は斷じて行はぬ無い」と聲明して居るが軍縮影響の如實に現れる頃になり會社が全然解雇しないと云ふ譯には行かぬだらう

神戸争議の
應援事件公判
被告五十餘名の

昨夏神戸に於て労働争議勃發し七月卅日に湊川堤防上に於て又も十一日楠公社西門を警戒中の警官隊と衝突し遂に流血の慘事を見た騒擾事件の被告…餘名に對する公判は十四日より二日神戸地方裁判所刑事大法廷の一部で米谷裁判長係武松檢事立會ひの下に開かれた

第一日たる十四日は午前九時より傍聴人は一杯押掛け總ち裁判所附近は黒山を築いたが定刻に至るや被告五十餘名(一名缺席)打揃ふて法廷に入つた斯て米谷裁判長武松檢事着席し續いて高山辯護士外十餘名辯護士出席し先づ裁判長より被告五十餘名に對し身許調べを行ひ次で武松檢事より約卅分に亙り被告起訴の事實に就き論告する所あり終て裁判長より各被告に對し前科の有無を調べ零時卅分一端閉廷午後二時卅分再開被告大島友一阿部隆、稲丸興太郎、西田鋼造、中野次郎等に對して取調があつた(神戸電話)